



マチレット



2026年度版

子育てガイド



石垣市

もくじ

■ 定期予防接種スケジュール	2
■ 赤ちゃんの特徴	4
■ 子育てカレンダー	5
■ 赤ちゃんができたら・赤ちゃんが生まれたら	7
■ 救急の場合／夜間休日診療	8
■ 石垣市の支援制度について	9
■ 石垣市の助成事業について	11
■ パパにできること	13
■ みんなで子育て	15
■ 病気・ケガのための対応マニュアル	17
■ 泣きやまないとき	19
■ 離乳食	21
■ 赤ちゃんの歯	22
■ 教育・保育の場について	23
■ 幼児教育・保育の無償化について	24
■ 石垣市保育所等一覧	25
■ 相談窓口一覧	29
■ 子育て支援センター／石垣市子どもセンター	29
■ 石垣市ファミリーサポートセンター	31

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年2月発行

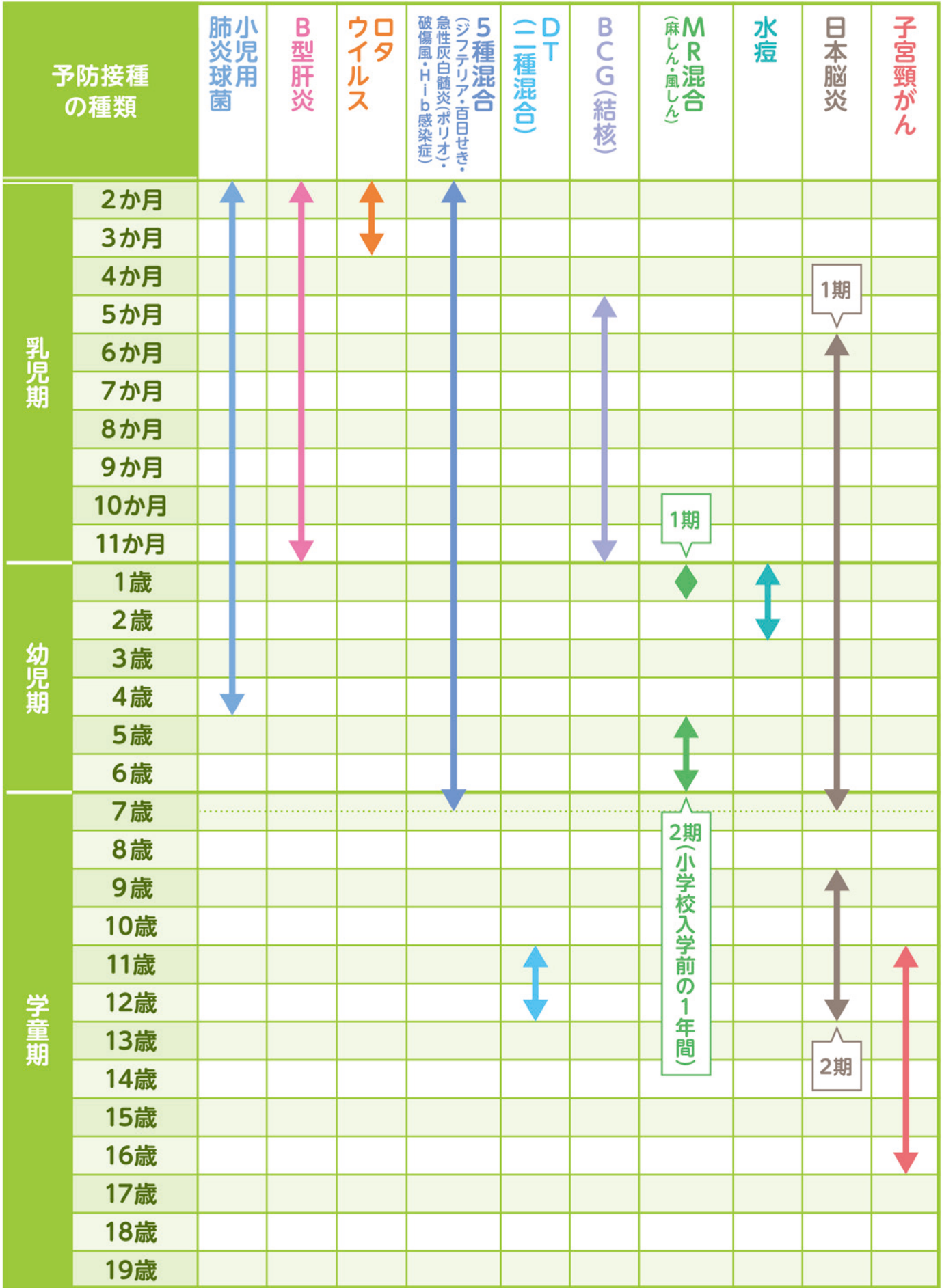
発行：石垣市役所 子育て支援課

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

定期予防接種スケジュール

令和8年度現在

★定期予防接種は、対象年齢や予防接種の間隔が定められています。(下記参照)かかりつけ医と相談し、計画的に受けましょう。



定期予防接種スケジュール

定期予防接種の種類と対象年齢

種類	接種回数	対象年齢
小児用肺炎球菌	全4回	生後2か月～5歳未満
B型肝炎	全3回	生後11か月(1歳未満)まで ※通常は2か月～8か月での接種
ロタウイルス	全2回 全3回	ロタリックス:生後6週から24週に至るまでの間 ロタテック:生後6週から32週に至るまでの間
5種混合[R6.4.1～]	全4回	生後2か月～7歳半未満
2種混合(DT)	全1回	11歳～13歳未満
BCG(結核)	全1回	生後11か月(1歳未満)まで ※通常は5か月～8か月での接種
MR(麻しん・風しん混合)	全2回	1期:1歳～2歳未満 2期:小学校就学前の1年間
水痘(水ぼうそう)	全2回	1歳～3歳未満
日本脳炎	全4回	1期:6か月～7歳半未満 ※標準は3歳での接種 2期:9歳～13歳未満
子宮頸がん(HPV)	全3回	小学6年生～高校1年生相当年齢になる女性

小児用肺炎球菌 生後2か月～5歳に至るまで(5歳の誕生日の前日)

種類	開始接種の月齢・年齢 ※1	接種回数	接種スケジュール
小児用肺炎球菌	生後2か月～6か月	4回	1回目接種から4週以上の間隔をあけて2回目接種 2回目接種から4週以上の間隔をあけて3回目接種 3回目接種から60日以上の間隔をあけて 1歳代(生後12か月～15か月)で4回目接種
	生後7か月～11か月	3回	1回目から4週以上の間隔をあけて2回目接種 2回目から60日以上の間隔をあけて 1歳代(生後12か月～15か月)で4回目接種
	1歳	2回	1回目から60日以上の間隔をあけて2回目接種
	2～4歳	1回	1回のみ接種
	5歳以上	1回	1回のみ接種(任意接種)

※1) 接種開始の月齢・年齢により回数が変わります。

定期予防接種について

- ① 住所変更やその他の事由等で通知がなくても**石垣市民**であれば医療機関で接種できます。
島外で接種する場合は、**予防接種実施依頼書**が必要になります。
- ② 対象年齢を過ぎたお子さまへ接種を希望する場合は、**任意接種となり全額負担**になりますので
早めに予防接種を受けましょう。



次のことに注意して
予防接種を
受けましょう!

- ① 接種事故を防ぐためにも、体温は必ず医療機関で計ってください。
- ② 予防接種を受ける時は、保護者(祖父母でも可)の同伴がないと受けられません。
- ③ 接種するときは、お子さまの日頃の健康状態をできるだけ詳しく担当医に話し、
他の心配事も気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 | 石垣市健康福祉センター ☎0980-88-0088

赤ちゃんの特徴

私たち一人ひとりが違うように、赤ちゃんもそれぞれに個性があり、成長スピードもそれぞれです。成長に関するさまざまな情報を知っておくことも大事ですが、情報だけにとらわれ過ぎないようにしましょう。赤ちゃんとの時間は、そのときだけのものです。その瞬間を楽しみながら、大切に過ごしましょう。

0～2か月

産声から始まり、生まれて初めてのことがばかりの赤ちゃんは、すべてを泣くことで伝えようとします。この時期の「泣き」は、お腹がすいていたり、おむつが濡れていたり、疲れたり、飽きてしまったり…全てが赤ちゃんからのメッセージです。目はぼんやりしていますが、耳はよく聞こえています。鼻も発達してお母さんやおっぱいの匂いがわかります。



3か月～

3か月ごろには、相手を見分けることができるようになります。顔をじっと見つめたり、声のするほうを向くなど、周囲に関心を示します。4か月ごろになると、首がしっかりしてきてお母さんの顔はわかるようになり、声を出しはじめます。それに答えるように、話しかけるなどしてコミュニケーションをとってみましょう。



6か月～

寝返りをする、体を乗り出す、しがみつくなど、お母さんに近づこうとするようになります。しっかりと受け止めてあげましょう。また、離乳食がはじまる時期でもあります。お母さんが気持ちにゆとりをもって、赤ちゃんといふことを楽しめるといいですね。



8か月～

お座り、ハイハイができるようになってきます。初めての場所で不安そうにしたり、人見知りをしたりすることもあります。成長の上で大事な発達のひとつです。周囲の状況を判断できていないときは、信頼できるお母さんやお父さんの反応を頼りにします。泣いてしまったら、抱きしめて安心させてあげてください。



1歳半～

1歳を過ぎると、意味を持った単語を発するようになります。表現する力がまだ追いついていないので、ゆっくりと最後まで聴いてあげることが大切です。聴いて言葉を覚えていく時期になるので、耳を傾けて会話を楽しみましょう。また、自我が芽生える時期です。やりたいということを温かく見守りましょう。離乳が完了するのがこの頃です。



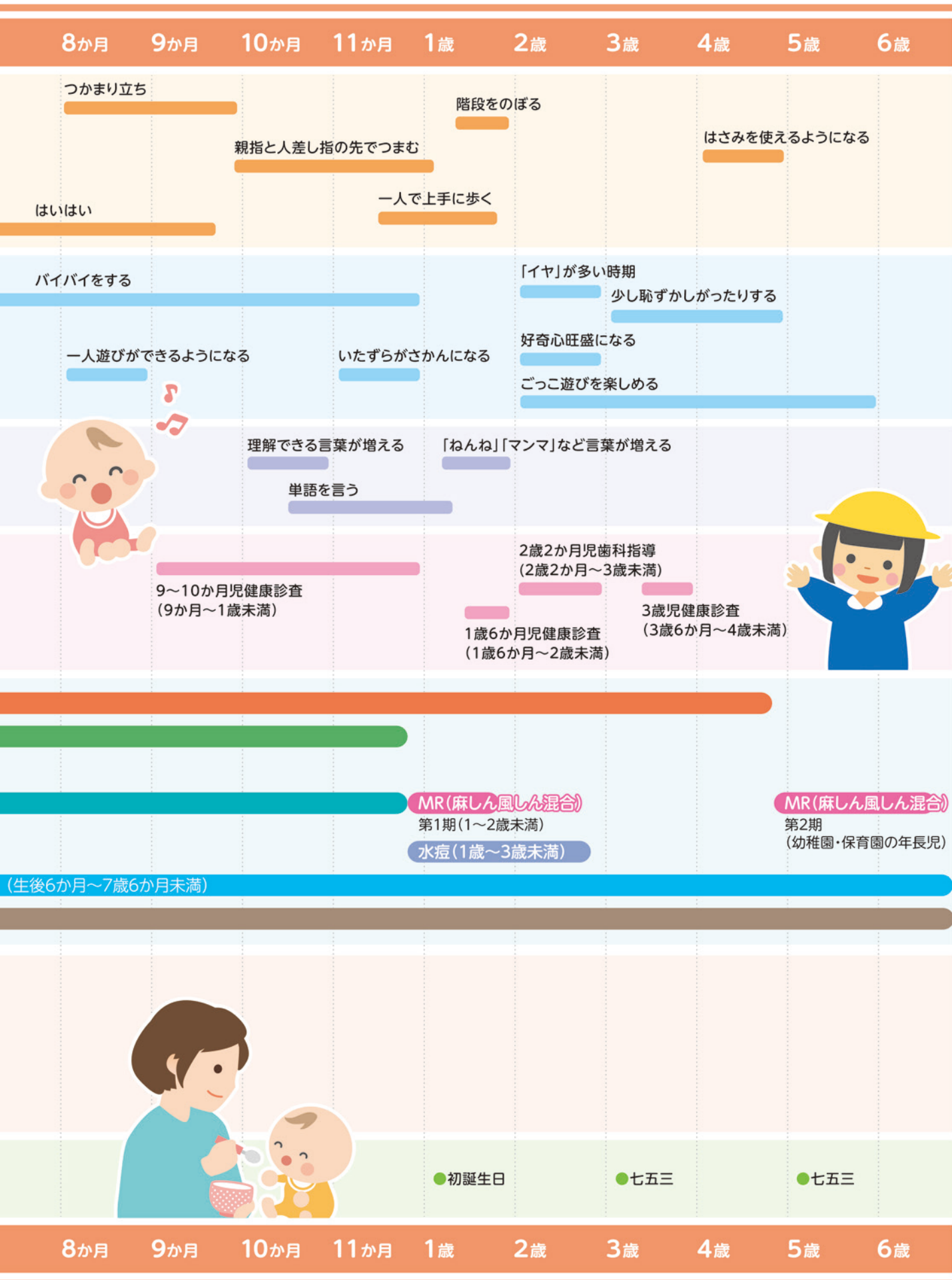
乳幼児揺さぶられ症候群を予防しましょう

乳幼児揺さぶられ症候群とは、赤ちゃんが全身を激しく揺さぶられることで脳のまわりの血管や脳の神経が引きちぎられてしまうことです。赤ちゃんの頭は体に比べて大きく、揺さぶられることで脳自体や脳神経・眼の網膜などが傷つき、重い障がいが残ったり、命にかかわります。なだめても泣きやまないなどでストレスを感じたら赤ちゃんから少し離れて、気持ちを落ち着かせることが大切です。無理に泣きやませようとはせず、決して激しく揺さぶらないようにしてください。



子育てカレンダー

		妊娠	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月
成長の様子 ※発達には個人差があります	運動					ガラガラを握る	物に手を伸ばす			
						首がすわる		寝返り	おすわり	
	社会性				人の顔をじっと見る		声ができる方に顔をむけるようになる			
					あやすと笑う					
	言語				「アーウー」と声を出すようになる					
健康診断		妊婦健康診査				3～4か月児健康診査(3～6か月未満)				
			産婦健康診査(2週間前後と1か月前後)							
			先天性代謝異常等検査(生後5～7日目)							
定期予防接種						小児用肺炎球菌(生後2か月～5歳未満)				
						B型肝炎(生後2か月～1歳未満)				
					ロタウイルス (初回接種を生後6週～15週未満)					
								BCG(生後5か月～1歳未満)		
									日本脳炎 第1期	
						5種混合(生後2か月～7歳6か月未満)				
助成金制度手続き		● 妊娠届・親子健康手帳交付 ● 妊婦のための支援給付事業(妊娠届出時面談、妊婦支援給付金(1回目)申請) ● 出生届(生まれた日を含めて14日以内) ● 児童手当(0歳～18歳(18歳到達以降、最初の3月31日)まで) ● こども医療費助成事業(0歳～18歳(18歳到達以降、最初の3月31日)まで) ● 未熟児養育医療給付(0～1歳未満) ● 産後ケア事業(出産後1年以内の助成) ● 妊婦のための支援給付事業(出産后面談、妊婦支援給付金(2回目)申請)								
行事			● 命名式 ● 出生届の提出 ● お宮参り			● 生後100日目お食い初め				
		妊娠	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月



赤ちゃんができたら・赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんができたら

	対象者	主な内容	持参するもの
親子健康手帳の交付 【健康福祉センター】	石垣市に 住民登録がある妊婦	妊娠届出のあった妊婦に対し、親子健康手帳を発行します。母子保健事業・母子保健制度の紹介や保健指導・相談を行います。	●マイナンバーカード ●予定日が確認できる書類 (医療機関発行)
妊婦のための 支援給付事業 【健康福祉センター】	妊娠届出のあった 妊婦	妊娠届出時に保健師等と面談し、 妊婦支援給付金(1回目)の申請を行う。	●本人確認書類 (マイナンバーカード(顔写真のある 表面のみ)・運転免許証等)の写し ●振込先の通帳又はキャッシュ カード等で名義人・口座番号を 確認できるものの写し
里帰り(県外)妊産婦健診 受診医療機関申請 【健康福祉センター】	県外の病院で 妊婦健診受診を 予定されている妊婦	妊産婦健診受診票は県内用のため、県外で受診する 場合は申請が必要です。※県外で受診する際には全 額自己負担としていただき、受診後に払い戻し(償還 払い)の手続きが必要になります。	※申請書には里帰り先住所、受 診予定の病院、里帰り期間等 記入する項目がありますので ご確認のうえ申請ください。

赤ちゃんが生まれたら

	対象者	主な内容	持参するもの
出生届 【市民課】	父または母 ※上記以外の方が 届出をする際は お問い合わせせ ください。	赤ちゃんが生まれたら、出生の日を含めて 14日以内 に窓口へ届けてください。 ※出生証明書は、 <u>出産した医療機関</u> で受け取り、提 出してください。	●出生証明書(病院で発行) 及び出生届書 ●親子健康手帳
こども医療費 助成事業 【こども家庭課】	[外来・入院] 0歳～18歳まで (18歳到達以後 最初の3月31日まで)	入院・通院におけるこどもの医療費を 保険適用分助成します。	初回申請のみ ●お子さまの加入中の健康保険 情報が確認できるもの(資格確 認書・資格情報のお知らせ等) ●保護者名義の通帳 ●個人番号が記載されたもの (被保険者分) ※転入の方のみ
児童手当 【こども家庭課】	0歳から18歳 (18歳到達以降、 最初の3月31日) までのすべての児童	※児童手当は、原則申請の翌月から支給開始となります。 出生から申請が月をまたぐ場合、出生の翌日から数えて 15日以内 での申請が必要です。 ・支給対象は、左記対象者を養育している方。 ・支給額は月額、3歳未満15,000円、3歳以上高校生年代 まで10,000円(第3子以降は30,000円) ※「第3子以 降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上の子 から数えて3人目以降の子のことをいいます。「第3子以 降」のカウント方法はお問い合わせください。 ・支給月は毎年2・4・6・8・10月及び12月(偶数月)に、 それぞれの前月分まで(2か月分)を支給。 例)6月の支給日には、4・5月分の児童手当を支給します。	初回申請のみ ●受給者になる方(父か母のうち、 所得の高い方)の加入中の健康 保険情報が確認できるもの(資格 確認書・資格情報のお知らせ等) ●受給者になる方名義の通帳 ●父と母の個人番号がわかるもの ※子と別居の際は子の個人番号 ※石垣市以外で出産された場合 はお問い合わせください。
予防接種費用 助成事業 (市外予防接種の実施) 【健康福祉センター】	石垣市に 住民登録がある 定期予防接種 対象児	里帰り出産等の理由で、市外で予防接種を受ける際 には申請が必要です。接種予定の1か月前までに申 請してください。 ※市外で受ける際には全額自己負担をしていただき、 接種後に払い戻し(償還払い)の手続きが必要になり ます。	【接種前】 ●予防接種依頼申請書 (市ホームページよりダウンロード可) 【接種後】 ●予防接種費用助成申請書 (市ホームページよりダウンロード可) ●実施医療機関の領収書・明細書 ●親子健康手帳 予防接種欄のコピー ●接種の際に記入した予診票 ●印鑑 ●通帳のコピー
未熟児養育医療制度 【健康福祉センター】	石垣市に 住民登録がある 対象児	体の発育が未熟なまま生まれた乳児で指定養育医 療機関の医師が入院を必要と認めた場合に、その費 用の一部を公費で負担します。	※必要書類については、健康福 祉センターにお問い合わせせ ください。
産後ケア施設利用の 助成 【健康福祉センター】	石垣市に 住民登録がある 産後1年未満の 産婦と赤ちゃん	安心して子育てができるように、母体の回復や心理 的な安定をサポートする「産後ケア施設」の利用を 助成します。	※申請が必要となりますので、 産後ケア担当までご連絡く ださい。

	対象者	主な内容	持参するもの
妊婦のための 支援給付事業 【健康福祉センター】	妊娠届出の あった妊婦	出生届出から生後4か月頃までに、 保健師と面談し、 妊婦支援給付金(2回目)の申請を行う。	● 本人確認書類(マイナンバーカード(顔写真のある表面のみ)・運転免許証等)の写し ● 振込先の通帳又はキャッシュカード等で 名義人・口座番号を確認できるものの写し
新生児聴覚検査費 助成事業 【健康福祉センター】	石垣市に住民登録 のある児	石垣市外の医療機関で自己負担にて受診した 新生児聴覚検査については、償還払いにて対応 いたします。(償還払い上限額3,500円)	● 受診した医療機関の領収書及び診療明細書 (受診日、医療機関名、検査料金がわかるもの) ● 親子健康手帳の検査内容が記載されているページの写し ● 振込先のわかる申請者名義の通帳等 ● 印鑑(シャチハタ等のスタンプ印不可)
有料指定ごみ袋 無料配布助成制度 【環境課】	2歳未満の 乳幼児	子育ての負担軽減を図るため、家庭でのおむつ等 が大量に排出される対象世帯に対し、指定ごみ袋 (20L)を1か月10枚として、2歳になるまでを一括 配布します。	● 親子健康手帳もしくは健康保険証など (児童の生年月日がわかるもの)

お問い合わせ先

石垣市市民保健部健康福祉センター ☎0980-88-0088 石垣市市民保健部市民課 ☎0980-82-1260
 石垣市福祉部こども未来局こども家庭課 ☎0980-87-0771 石垣市市民保健部環境課 ☎0980-82-1285

救急の場合／夜間休日診療



小児救急電話相談

〈受付時間〉

平日 19:00～翌朝8:00
 土日祝日 24時間対応

#8000

小児救急電話相談事業(#8000)について

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるものです。

この事業は全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

小さなお子さんをお持ちの家庭



子どもが
ぐったりして、
少し熱があるん
ですが…

休日・夜間の子どもの急な
病気に困ったら#8000をプッシュ

#8000

沖縄県の
相談窓口へ
自動転送

沖縄県の相談窓口

そのくらいの症状なら大丈夫でしょう。
 もうしばらく様子をみてください。



すぐ病院に
行って、受診
してください。

小児科医師・看護師に
よる電話対応

※ダイヤル回線、ひかり電話等、#8000をご利用いただけない場合は、☎098-888-5230からご利用ください。

石垣市の支援制度について

もらえるお金・物品

妊娠期

石垣市妊婦のための支援給付事業(1回目)

- 対象者** 妊娠の届出をした妊婦
- 主な内容** 妊娠届出時:保健師等と面談・アンケート回答・給付金の申請(給付金**5万円**)
- 申請窓口** 健康福祉センター ☎0980-88-0088



出生

乳・幼児期
0歳→5歳

石垣市妊婦のための支援給付事業(2回目)

- 対象者** 妊娠の届出をした妊婦
- 主な内容** 産後面談時(産後3~4か月頃):保健師等と面談・アンケート回答・給付金の申請(給付金**5万円×こどもの数**)
- 申請窓口** 健康福祉センター ☎0980-88-0088



出産育児一時金

- 対象者** 被保険者が妊娠85日以上で出産した場合
- 主な内容** 出産後、申請により最大**50万円(各種要件あり)支給**
※病院で申請する「直接支払制度」と分娩機関等に全額支払いの後に国保から受け取る2通りの方法がある
- 申請窓口** 健康保険課(国保加入者) ☎0980-82-8126



児童手当

- 対象者** 0歳から18歳(18歳到達以降、最初の3月31日)までのすべての児童
- 主な内容** ①支給対象は、上記対象者を養育している方
②支給額は月額 ●3歳未満 **15,000円**
●3歳以上高校生年代まで **10,000円**(第3子以降は**30,000円**)
③支給月は毎年2・4・6・8・10月及び12月(偶数月)に、それぞれの前月分まで(2か月分)を支給
- 申請窓口** こども家庭課 ☎0980-87-0771



児童扶養手当

- 対象者** ひとり親家庭等や父または母に法令で定める程度の障害がある家庭で育成される児童(18歳到達以降、最初の3月31日まで)
または、一定の障害の状態にある20歳未満の児童(20歳到達の前日まで)
※所得制限があります ※毎年11月以降引き続き手当を受けるには現況届の提出が必要
- 主な内容** 児童1人 月額**46,690円**(一部支給 月額**46,680円~11,010円**)
児童2人目以降加算額 月額**11,030円**(一部支給 月額**11,020円~5,520円**)
支給月は毎年1・3・5・7・9月及び11月(奇数月)に、それぞれの前月分まで(2か月分)を支給
- 申請窓口** こども家庭課 ☎0980-87-0771



有料指定ごみ袋の無料配布助成

- 対象者** 2歳未満の乳幼児
- 主な内容** 指定ごみ袋(20L)を1か月10枚として2歳になるまでを一括配布
- 申請窓口** 環境課 ☎0980-82-1285



石垣市すくすく応援クーポン券の配布

- 対象者** 石垣市の住民基本台帳に登録されている者、かつ下記の対象年齢該当児
①令和6年10月~令和7年8月生まれの子
②令和7年9月以降に生まれた子
- 主な内容** 一月2,000円のクーポン券を該当交付月数に応じて交付します。
取扱店でペビー用品(おもちゃ・備品は除く)購入時に利用できます。
クーポン券の交付を受けるには、産後面談、乳児健診時等に「申請書」・「親子健康手帳」が必要です。
- 申請窓口** 環境健康福祉センター ☎0980-88-0088



学童期(小学生)
6歳→11歳

児童生徒進学等支援金

- 対象者** 小学校、中学校、高等学校等に進学する児童生徒の年齢相当の児童を有している者で支給事務実施年度の1月6日時点において申請者、配偶者、対象児童が住民票を有している者※就学援助対象の児童生徒は対象外
- 主な内容** 対象児童1人につき**50,000円**
- 申請窓口** こども家庭課 ☎0980-87-0771



児童生徒が所属する団体等の市外派遣に関する補助金

対象者	市外で開催される大会等への登録者				
主な内容	限度額		航空運賃	宿泊費(2泊まで)	輸送費
		県内	11,000円	4,000円	3,000円
		県外	半額	6,000円	6,000円
申請窓口	教育委員会教育総務課 ☎0980-82-2604				



就学援助

対象者	石垣市立小学校・中学校に在学する児童生徒の保護者で所得の基準を満たした者		
主な内容	●学用品 11,520円 ●学校給食費 全額 他 ●毎年度所定の日までに申請書、添付書類を添え在学する学校へ提出		
申請窓口	教育委員会学務課 ☎0980-83-0355		



児童生徒進学等支援金

対象者	中学校に進学する生徒の年齢相当の児童を有している者で支給事務実施年度の1月6日時点において申請者、配偶者、対象児童が住民票を有している者※就学援助対象の児童生徒は対象外		
主な内容	対象児童1人につき 50,000円		
申請窓口	こども家庭課 ☎0980-87-0771		



児童生徒が所属する団体等の市外派遣に関する補助金

対象者	市外で開催される大会等への登録者				
主な内容	限度額		航空運賃	宿泊費(2泊まで)	輸送費
		県内	11,000円	4,000円	3,000円
		県外	半額	6,000円	6,000円
申請窓口	教育委員会教育総務課 ☎0980-82-2604				



就学援助

対象者	石垣市立小学校・中学校に在学する児童生徒の保護者で所得の基準を満たした者		
主な内容	●学用品 22,510円 ●学校給食費 全額 他 ●毎年度所定の日までに申請書、添付書類を添え在学する学校へ提出		
申請窓口	教育委員会学務課 ☎0980-83-0355		



生徒への眼鏡購入補助金

対象者	●市内中学校の眼科検診で0.6以下、0.3以下の評価を受けた者 ●専門医の検眼の結果、眼鏡が必要と認められた市内中学に在学している者		
主な内容	1人1回 7,000円		
申請窓口	教育委員会教育総務課 ☎0980-82-2604		



児童生徒進学等支援金

対象者	高等学校に進学する生徒の年齢相当の児童を有している者で支給事務実施年度の1月6日時点において申請者、配偶者、対象児童が住民票を有している者		
主な内容	対象児童1人につき 50,000円		
申請窓口	こども家庭課 ☎0980-87-0771		



児童生徒が所属する団体等の市外派遣に関する補助金

対象者	市外で開催される大会等への登録者				
主な内容	限度額		航空運賃	宿泊費(2泊まで)	輸送費
		県内	11,000円	4,000円	3,000円
		県外	半額	6,000円	6,000円
申請窓口	教育委員会教育総務課 ☎0980-82-2604				



桃原用昇高等学校奨学給付金

対象者	経済的理由により学費や部活等の支払いが困難な世帯で、新たに高校に入学した者で、中学校の評定平均値が3.5以上ある者		
主な内容	月額 10,000円 (3年間給付)		
申請窓口	教育委員会教育総務課 ☎0980-82-2604		



石垣市の助成事業について

保護者負担分 | 無料又は一部助成

妊娠期

妊婦健康診査／産婦健康診査

- 対象者** 市に住所を有し親子(母子)健康手帳の交付を受けた妊婦
- 主な内容** 妊婦健康診査受診票を交付 **1人14回限度**／産婦健康診査受診票を交付 **1人2回**
- 申請窓口** 健康福祉センター ☎0980-88-0088



出生

乳・幼児期
0歳→5歳

こども医療費助成事業

- 対象者** **【外来・入院】**0歳から18歳(18歳到達以降、最初の3月31日)まで
- 主な内容** 入院・通院における**こどもの医療費の保険適用分助成**
- 申請窓口** こども家庭課 ☎0980-87-0771



予防接種費用助成事業

- 対象者** 住民登録のある定期予防接種対象児
- 主な内容** 里帰り出産等の理由で市外で予防接種を受ける際には申請が必要
- 申請窓口** 健康福祉センター ☎0980-88-0088



産後ケア施設利用の助成

- 対象者** 住民登録のある産後1年を経過しない産婦及び乳児
- 主な内容** 「産後ケア施設」の利用を助成※申請が必要
- 申請窓口** 健康福祉センター ☎0980-88-0088



新生児聴覚検査費助成事業

- 対象者** 住民登録のある新生児
- 主な内容** 市外の医療機関で受診した新生児聴覚検査については、償還払いにて対応
- 申請窓口** 健康福祉センター ☎0980-88-0088



幼児教育・保育の無償化

- 対象者** 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する保育の必要性が認定された子供
- 利用料が無償**
- 主な内容**
- 0～2歳までの住民税非課税世帯の子ども
 - 3～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども
- ※「保育の必要性の認定」申請が必要
- ※給食費及び保護者会費、行事費等については、無償化対象外
- 申請窓口** 子育て支援課 ☎0980-82-1704



学童期(小学生)
6歳→11歳

こども医療費助成事業

- 対象者** **【外来・入院】**0歳から18歳(18歳到達以降、最初の3月31日)まで
- 主な内容** 入院・通院における**こどもの医療費の保険適用分助成**
- 申請窓口** こども家庭課 ☎0980-87-0771



学校給食費助成金

- 対象者** 石垣市立小中学校、本市所在の私立小学校、及び県立特別支援学校の小学部、中学部に在籍し学校給食の提供を受けている児童生徒の保護者
- 主な内容** 小学校在籍児童1人 **月額2,700円** 助成金:現物給付
- ※県立支援学校に在籍する児童生徒の保護者より委任を受けた校長が市へ請求する
- 申請窓口** 教育委員会教育総務課 ☎0980-82-2604



第3子以降給食費助成金

対象者

- 要件を満たす児童生徒の保護者等
- ① 本市に住所を有する保護者等
 - ② 本市にある小中学校等に在学する児童生徒のうち同一世帯で3人目以降の児童生徒
 - ③ 第1子、第2子の学校給食費の滞納がない保護者等

主な内容

第3子以降の児童生徒の保護者等が負担すべき学校給食費**全額を助成**する※毎年、申請が必要

申請窓口

教育委員会学務課 ☎0980-83-0355



こども医療費助成事業

対象者

【外来・入院】0歳から18歳(18歳到達以降、最初の3月31日)まで

主な内容

入院・通院における**こどもの医療費の保険適用分助成**

申請窓口

こども家庭課 ☎0980-87-0771



学校給食費助成金

対象者

石垣市立小中学校、本市所在の私立小学校、及び県立特別支援学校の小学部、中学部に在籍し学校給食の提供を受けている児童生徒の保護者

主な内容

中学校在籍生徒1人 **月額3,000円** 助成金:現物給付
※県立支援学校に在籍する児童生徒の保護者より委任を受けた校長が市へ請求する

申請窓口

教育委員会教育総務課 ☎0980-82-2604



第3子以降給食費助成金

対象者

- 要件を満たす児童生徒の保護者等
- ① 本市に住所を有する保護者等
 - ② 本市にある小中学校等に在学する児童生徒のうち同一世帯で3人目以降の児童生徒
 - ③ 第1子、第2子の学校給食費の滞納がない保護者等

主な内容

第3子以降の児童生徒の保護者等が負担すべき学校給食費**全額を助成**する※毎年、申請が必要

申請窓口

教育委員会学務課 ☎0980-83-0355



こども医療費助成事業

対象者

【外来・入院】0歳から18歳(18歳到達以降、最初の3月31日)まで

主な内容

入院・通院における**こどもの医療費の保険適用分助成**

申請窓口

こども家庭課 ☎0980-87-0771



パパにできること

妊娠、出産、育児はママにとって大変な時期です。この大変な時期を乗り越えるには、パパの協力は必要不可欠です。ママや子どものためにできることはたくさんあります。パパとして主体的にかかりましょう。



妊娠

妊娠中のママをサポートしよう！

【ママの様子】心身ともに変化が起きやすい

パパの役割

- 買い物など体の負担となる作業を引き受ける。
- 自分の身の回りのことはもちろん、ママの身の回りのことも手伝う。
- ママの心身の変化についてよく話を聞き、理解する。

ママと一緒に

- 妊娠15週頃までに病院・診療所・助産所などどこで出産するか決めておこう。
- 安定期になったら両親学級を受講し、妊娠・出産・育児の知識を身につけよう。
- お腹をさわって胎動を感じたり、家族のコミュニケーションをとろう。
- どんな子どもに育ってほしいのかや、出産後の生活の役割分担などについて、たくさん話し合っておこう。
- 陣痛が始まって慌てないように、入院・出産・産後の準備・段取りを整えておこう。



① 注意しよう

ママの健康管理

ママの健康を気遣い、ママの前での喫煙はしないようにしましょう。また、感染症予防などパパ自身も健康管理に気をつけましょう。

いつでもママと連絡がとれるようにしておく

妊娠中は、いつ何があるかわかりませんので、常に連絡を取れるようにしておきましょう。

出産

いよいよ生まれる！出産にそなえよう！

【ママの様子】規則的な陣痛がはじまる

パパの役割

- ママが楽な姿勢をサポートする。
- 水分補給や消化の良い食事に気をくばる。
- ママがリラックスできる環境を整える。
- 病院の送迎やタクシーの手配、病院へ出かける際の準備をサポートする。

ママと一緒に

- 互いの実家など、必要な連絡先に連絡をしよう。
- 生まれたら、心からのねぎらいと祝福を。喜びを分かち合い、気持ちを安定させてあげよう。
- ママと話し合って赤ちゃんの名前を決めよう。

① 注意しよう

ママに付き添えるようにしておく

出産は何回経験してもママは不安になるもの。休暇をとるなどして、できるだけママに付き添えるよう準備をしましょう。



育児・家事の種類

家事や育児は夫婦で行うものです。ママのためにもどんな家事や育児の種類があるかを知って、積極的に参加しましょう！

いろんな育児

- | | | | | |
|---------|----------|-------------|---------------|-----------------|
| ● 寝かし付け | ● あやす、遊ぶ | ● 一緒に食事 | ● 授乳、離乳食 | ● 子どもの傷病時の対応 |
| ● オムツ交換 | ● 一緒にお風呂 | ● 子どもの送迎、移動 | ● 理解を示す | ● 子ども関係の行事参加 |
| ● 着替え | ● 一緒に遊ぶ | ● 話を聞く、話をする | ● 子どもの服の調達・管理 | ● 子どもの生活リズムを整える |

パパも育児休業を 取得できます！

育児休業は、法律で定められた子どもの養育のための権利です。育児休業の期間は、原則「子どもが生まれた日」から1歳になる前日までの1年間で、配偶者が専業主婦（夫）でも取得可能です。また、産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても申出により再度の育児休業（産後パパ育休）が取得できます。

産後～8週間

産後のママを
いたわろう！

〔ママの様子〕 出産によるダメージを受けている

パパの役割

- ママの心と体のダメージや変化を理解する。
- 休暇などを活用してママをサポートする。
- 自宅の掃除など、ママと赤ちゃんを迎える準備をする。
- とくに産後すぐは、授乳以外の家事・育児を積極的に引き受け生活を整える。

ママと一緒に

- 1か月健診など、受診の予定を把握し、準備から一緒に行く。
- 出産後の手続きや届出を積極的に行おう。
- 赤ちゃんの一日のリズムを把握する（授乳・おむつ替えのタイミング、睡眠のリズム、機嫌など）。

① 注意しよう

産後の届け・手続きはお早めに！

産後の届けや手続きは期限があるものが多いです。早めに提出しましょう。

届 出	期 限
出生届	出産日を含め14日以内
健康保険加入	出産日を含め5日以内

手 続 き	期 限
乳幼児医療費助成制度	健康保険加入後から最初の受診までを目安に
児童手当	出生の翌日から15日以内
出産育児一時金	出産した翌日から2年以内
高額療養費制度	診察月の翌月から2年以内

子育て

ママといっしょに
子育てライフを楽しもう！

〔ママの様子〕 頭の中は子どものことでいっぱい！

パパの役割

- ママが休養できる時間を作る。
- 月齢に応じた遊びで、赤ちゃんとのコミュニケーションをとる。
- 乳児健診や予防接種、けがや病気などに対応できるようにしておく。
- ママから毎日子どもの変化や感じたことをきいて、話をしよう。

ママと一緒に

- 月齢に応じた子育ての知識を勉強しよう。
- 育児休業から職場復帰をした時に利用できる両立支援制度などを確認しよう。
- 夜中の授乳や夜泣きへの対応、日中の赤ちゃんのリズムなどを互いに把握し、夫婦で話し合って育児・家事を分担しよう。



① 注意しよう

赤ちゃんのための安全対策

誤飲、転落・転倒、やけどなどの事故を防止する対策をとろう。

パパにできること

協力
しよう！

夫婦で家事分担

ママと相談して、パパの担当にチェックをつけてみましょう！

- | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| ☐ 食事作り | ☐ お弁当作り | ☐ 洗濯 |
| ☐ 片付け、整理・整頓 | ☐ 掃除 | ☐ 買い物 |
| ☐ アイロンかけ | ☐ ゴミ出し | |
| ☐ 住居のメンテナンス | ☐ 食事の後片付け | |



みんなで子育て

祖父母世代の子育てとパパママ世代の子育て どこが違う？

子育て環境は時代とともに大きく変わり、考え方や常識も変化しています。子育ての世代間ギャップでお互いに戸惑ってしまうこともあるでしょう。知っておきたい「子育て今昔」を紹介します。

1

抱っこ

昔

抱き癖がついてしまうので、泣いてもすぐ抱っこしないよ

自立心を育てるためには、時間を決めて抱っこするのがいいわね

今

人との信頼関係や友達づくりの基盤にもなるので、ためらわずにたくさん抱っこしましょう。触れあい関わることで子どもの情緒が育ち、脳が健全に発達します。パパママもわが子がかげがえのない存在だと肌で感じられますね。

2

離乳食・アレルギー

昔

離乳食が始まる前に湯冷まし(白湯)や果汁をあげて、母乳やミルク以外の味に徐々に慣らさないとね

今

5～6か月までは、母乳やミルクのみで栄養も水分も十分です。果汁は甘さが強く、母乳やミルクを飲まなくなってしまう懸念から、早くには飲ませなくてよいとされています。

アレルギーが出る可能性があるので、初めての食品は平日午前中に、1種類ずつ少量から始めましょう。

3

虫歯予防

昔

大人が使ったスプーンや箸でそのまま赤ちゃんに食べさせて問題ないよ

離乳食は、大人が口の中で噛み砕いてあげるといいわよ

今

噛み砕いたものを与えたり、スプーンや箸を共有したりすると、大人の唾液に含まれる虫歯菌が子どもの口に入る恐れがあるのでやめましょう。

4

断乳と卒乳

昔

離乳食を進めるためにも、1歳になる頃には「断乳」して母乳をやめたほうがいいわね

今

子どもが自然と「卒乳」するまで授乳してOKです。母乳を与えながら離乳食(補完食)を進めましょう。



科学の研究が進み、昔の「こうあるべき」から「のびのび子育て」へ。

たとえば、以前はやめさせようとしていた**指しゃぶり**も、指先の感覚を覚えて物をつかむ・つまむために必要な発達段階なので見守っていて構いません。**オムツ外れの時期**も、昔はできるだけ早いほうが良いとされましたが、1人1人の成長によって違うので、その子の状態をよく見て決めましょう。他にも「**適度な外気浴**」「**薄着でOK**」「**うつぶせ寝ではなくあおむけ寝**」「**はちみつは1歳を過ぎてから**」「**妊婦は2人分食べなくてよい**」「**新生児期からのチャイルドシートの義務化**」など時代とともに常識は変わっています。

世代間ギャップでお困りのときは、保健師や助産師に相談してくださいね。

祖父母とパパママが 円満な関係を築くコツ！

家族だからこそ、かえって難しさのある親・義父母や娘・息子夫婦との人間関係。孫(子)を思う気持ちは同じでも、価値観や立場の違いから関係がギクシャクしてしまうことも。それぞれの悩みや心がけたいポイントを知りましょう。

／ 祖父母の悩みの例 ／

孫のためについ世話をやきたくなるけれど、あまり頼ってこないのは嫌がっているからだろうか…

子育ても今と昔ではずいぶん違うようだから、手出し口出しをためらってしまう

大変なときは遠慮せずに甘えてほしい



／ パパママの悩みの例 ／

子どもを少しの時間預かってもらって自分の時間がほしい…。でも、甘えていると思われるのでは？

“昔はこうだった”と昔のやり方を押し付けないでほしい

手伝ってくれるのはありがたいけど、この子に合ったやり方を事前に確認してほしい



祖父母の心得3か条

1 子育ての主役はママとパパ

祖父母はあくまでサポート役と心得ましょう。孫可愛さのあまり先回りせず、普段の生活リズムや与えたくないものなど、子育て方針についてパパママからよく聞いてみましょう。

2 頼られたときには精一杯のエールを

情報は豊富でも、「親」としては0歳のパパママ。「おばあちゃんの知恵袋」には大助かりです。子育て初心者のおじいちゃん、一緒に一から学ぶつもりでできることから始めましょう。

3 「甘やかす」のではなく「甘えさせる」

孫が喜ぶからといって、望みを何でも叶えてあげるのは考えもの。大量のプレゼントや甘いお菓子ばかり孫に与えて、パパママを困らせてしまう祖父母は多いものです。溺愛のあまりタガが外れる「孫フィーバー」にご注意！孫を訪ねるときは必ず連絡しましょう。

パパママの心得3か条

1 頼り上手になろう

周囲に頼ることは必要な育児技術のひとつ。でも育児を丸投げするのはNG！祖父母に何時まで何をしてもらいたいのか、何をしてほしいのか、具体的にはっきり伝えましょう。

2 正解を探さない

「祖父母とパパママのやり方、どちらが正しい？」という正解探しではなく「今、この子が求めていること」に応えることが一番大切。ときには「こんなときどうしてた？」と祖父母の知恵を借りてみましょう。

3 感謝の気持ちを表そう

当たり前になりがちな祖父母の存在ですが、小さな子どもの相手をするのは体力的にもきついもの。日頃から感謝の気持ちをきちんと伝え、記念日には小さなプレゼントをするのもよいでしょう。



【監修・執筆】原尻風葵
(助産師・保健師・看護師)
所属：株式会社Mocosuku

病気・ケガのための対応マニュアル

熱が出た

赤ちゃんの様子

- ① 顔色が悪い
 - ② ぐったりしている
 - ③ 嘔吐・下痢
 - ④ 意識がもうろうとしている
 - ⑤ 息が苦しそう
 - ⑥ 尿がいつもより少ない
- などを確認します。



対策や注意

赤ちゃんの様子を総合的に判断して受診を検討しましょう。赤ちゃんの平熱は大人より高めで、37度以上のこともあります。37.5度以上の熱があったときは、洋服を着せすぎているかなどを確認・調節し、再度測ってみましょう。40度以上の高熱や、3か月未満の赤ちゃんで38度以上あるときには診療時間外でも受診しましょう。

便秘になった

赤ちゃんの様子

- ① 便が硬くて出にくい・肛門が切れる
 - ② 便が出ない日が続いていて、食欲もない
- などを確認します。



対策や注意

上記のような場合には受診を検討しましょう。いつもより排便の間隔が空いている場合には、綿棒で肛門を刺激して排便を促してみましょう。排便が数日に1回でも出ていて、機嫌、食欲、顔色、活気が普段通りであれば様子を見ましょう。

吐いた

赤ちゃんの様子

- ① 飲んでもすぐに吐く
 - ② 発熱
 - ③ 下痢を伴っている
 - ④ 頭を強く打った後に嘔吐した
 - ⑤ 定期的に激しく泣く
- などを確認します。



対策や注意

嘔吐以外に上記のような症状もある場合や、何回も吐く場合は受診しましょう。それ以外の症状がないか、嘔吐の症状が軽い場合は様子を見ましょう。顔や体を横に向け、吐いた物で気管を詰まらせないように注意してください。

下痢をした

赤ちゃんの様子

- ① 嘔吐を伴っている
- ② 飲んでもすぐに吐く
- ③ 発熱 ④ 発疹
- ⑤ 定期的に激しく泣く
- ⑥ 便の状態(血便、真っ黒い便、母子健康手帳の便色カードの1〜3番に近い色の便)などを確認します。



対策や注意

におい、性状、回数などいつもと違う点を観察し一時的なものかどうか注意して見るようにしましょう。とくに上のような便色の異常がみられる時は早めに受診しましょう。下痢が続くと脱水症状を引き起こすこともあります。こまめに水分をとらせるよう心がけましょう。

咳が出た

赤ちゃんの様子

- ①発熱
 - ②呼吸が苦しそう
 - ③食欲がない
 - ④機嫌が悪い
- などを確認します。



対策や注意

呼吸困難を起こしたときや、眠れていないときは、受診しましょう。お風呂に入ったり部屋を加湿したり、口元に蒸しタオルを近づけたりして湿った空気を吸い込むことにより痰が出やすくなります。せきが激しい場合は無理に食事を与える必要はないですが、水分はしっかりととらせるようにしましょう。

けいれんが出た

赤ちゃんの様子

- ①けいれんが何分続いているか
(3分以上続いている場合は救急車を呼ぶ準備をします)
 - ②どのようなけいれんか
(全身けいれん、片側だけのけいれん、目の向きがおかしいなど)
 - ③発熱 ④けいれん後も意識がはっきりしない
- などを確認します。



対策や注意

呼吸がしやすいように平らなところに寝かせましょう。けいれんの際に吐いてしまうと、吐いた物で窒息してしまう可能性があります。顔や体を横に向け、吐いた物で気管を詰まらせないように注意してください。

誤飲をした



対策や注意

誤飲したものによって処置の方法が異なるため、119番や中毒110番、医療機関などに連絡して適切な指示を受けましょう。すぐに吐かせようと焦りがちですが、以下の場合には絶対に吐かせてはいけません。

絶対に吐かせてはいけない場合

- ①意識障害がある ②けいれんを起こしている
- ③灯油、ベンジン、マニキュア、除光液、強アルカリ、強酸、洗浄剤、漂白剤、ボタン電池などの誤飲
- ④血を吐いた ⑤とがった物の誤飲 など

乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防のために

乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)は、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。

SIDSの原因はまだわかっていませんが、男児、早産児、低出生体重児、冬季、早朝から午前中、うつぶせ寝や両親の喫煙、人工栄養児で多いと言われています。



予防のポイント

- (1)うつぶせ寝は避けましょう。
- (2)たばこはやめましょう。
- (3)できるだけ母乳で育てましょう。

泣きやまないとき

赤ちゃんは泣くのが仕事、泣いて当たり前。

とは言うものの、赤ちゃんが泣きやまないと、不安になることもあるでしょう。

ストレスを感じ、つい感情的になってしまうことがあるかもしれません。

そんなときは、周囲に協力をお願いしたり、行政・民間サービスを利用したりして、1人で抱え込まないようにしましょう。



●赤ちゃんが泣きだしたら

まずは赤ちゃんの様子を見て、どうして泣いているのか理由を探ってみましょう。

泣きやませる方法は、原因や赤ちゃんによってさまざまです。いろいろな方法を試してみましょう。

ただ、夕方のたそがれ泣きや夜泣きのように、これといった理由もなく泣き出してしまうこともあります。

背中などに異物や傷、
できものなどが
ないか確認する



おむつを替えてみる

汚れているときだけでなく、
しめすぎが原因なことも



抱っこや
おんぶをしてみる



母乳やミルクを
あげてみる



部屋の温度調節や、
服を脱ぎ着させて
体温調節をしてみる



歌を
うたってみる



外を散歩する、
ドライブに
連れていく



また、赤ちゃんがお母さんのお腹の中にいたときの状態を
思い出させてあげるのも効果的な場合があります。

- おくるみで包んであげる
- 「シー」という音を聞かせる
- ビニール袋をクシャクシャさせる

夜泣き

夜泣きには、明確な原因や対策がありません。睡眠リズムが安定していない、寝る前に遊びすぎて興奮しているなど、赤ちゃんや月齢によってさまざまな理由が考えられます。

まずは、抱っこや添い寝で安心させてあげましょう。昼間に散歩して陽の光を浴びる、お昼寝の時間を調節するなどして生活リズムを整えることで、予防や改善につながる場合があります。

親が夜泣きで疲れをためないよう、協力し合うことが大切です。



●こんなときは要注意

泣き方や様子に普段と違うところがあれば、注意深く様子を見て、かかりつけ医や専門医に相談しましょう。

見たことが
ないほど
激しく
泣いている



機嫌が悪く、
ぐったり
している



発熱や嘔吐、
下痢などの
症状が
ある等



●何をやっても泣きやまない…

色んな方法を試しても泣きやまないときは、赤ちゃんをベビーベッドなどの安全なところに寝かせたり、ほかの人に抱っこしてもらったりして、すこしの間赤ちゃんから離れて休憩してみてください(長時間の放置はやめましょう)。

お茶を飲んだり、好きな音楽を聴いたり、電話で話したりして、リラックスしましょう。

泣きやまないからといって、自分を責めてはいけません。

泣かれてイライラするのはよくわかりますが、イライラして赤ちゃんをあやしても赤ちゃんは決して泣きやみません。

気持ちが落ち着いたら、戻って赤ちゃんの様子を確認しましょう。

先輩からのメッセージ

ママの声



パートナーや身内の協力を得られないときは、ベビーシッターなどを利用するのも一つの手です。
また、赤ちゃんサークルなどに参加してみるのもオススメ。
同じ悩みをもつママたちがたくさんいて、ママも赤ちゃんもよい気晴らしになります。

成長するにつれて泣きの回数も減り、楽になっていきます。必ず終わりがくるので安心してください。
1人で抱え込まず、周囲を頼って休息する、食事をしっかりとることを心がけましょう。もう少しの辛抱です。

パパの声



赤ちゃんが泣きやまないときほど、パパの出番です。
「ママでだめならパパでも駄目だろう…」ではなく「ここで泣きやんだらパパになつくチャンスだ!」
くらいの心持ちで!
ドライブに連れていったり、肩車をしたり、いつもは通らない道を散歩したり…
パパにしかできないことも沢山あるはず。まずは自分が楽しむことから考えていきましょう!

乳幼児 揺さぶられ 症候群

泣きやまないからといって、
無理に泣きやませようと激しく揺さぶったり、
赤ちゃんの口をふさいだりしてはいけません。
赤ちゃんの命にかかわる重大な事故に繋がる恐れがあります。



離乳食

赤ちゃんは成長に伴い、母乳や育児用ミルクなどではエネルギーや栄養素が不足するようになっていきます。

少しずつ食事に慣れていくために赤ちゃんの成長に合わせて用意するのが、離乳食です。

赤ちゃんの成長に合わせて、献立や調理の形態を変化させ、食べられる食品の量や種類を少しずつ増やしていきます。

食べる経験を通じて生活リズムを整え、食べる意欲をはぐくみ、食べる楽しさを体験していけるように、

お母さんと赤ちゃんのペースを大事に、無理なく進めていきましょう。

●離乳食開始の目安

離乳食の開始は生後5～6か月頃が適当と言われていますが、赤ちゃんの発育や発達はそれぞれです。赤ちゃんの様子をよく観察しながら進めましょう。首がしっかりすわって寝返りができる、支えると5秒以上座れる、スプーンなどを口に入れても舌で押し出すことが少なくなる、食べ物に興味を示すなどが、開始時期の目安です。

アレルギー反応がでた際に病院に駆け込めるように、初めての食品は午前中に少量ずつ与えるようにしましょう。また、かつては離乳食の開始前に果汁を与えるとされていましたが、果汁やイオン飲料を与える必要はありません。

5～6か月頃 ごっくん期



- 離乳食の回数
1日1回
- 授乳回数
母乳または育児用ミルクは欲しいだけ
- 調理形態
なめらかにすりつぶしたもの

ポイント

この時期は、離乳食を飲み込むことと、その舌ざわりや味になれることが目的です。反応を確かめながら、少しずつ始めてみましょう。

7～8か月頃 もぐもぐ期



- 離乳食の回数
1日2回
- 授乳回数
母乳は欲しいだけ
育児用ミルクは1日に3回程度
- 調理形態
舌でつぶせる固さのもの

ポイント

つぶした食物をひとまとめにする動きを覚え始めるので、飲み込みやすいようにとろみをつけるなど工夫しましょう。平らな離乳食用のスプーンを下唇にのせ、上唇が閉じるのを待ちましょう。

9～11か月頃 かみかみ期



- 離乳食の回数
1日3回
- 授乳回数
母乳は欲しいだけ
育児用ミルクは1日に2回程度
- 調理形態
歯ぐきでつぶせる固さのもの

ポイント

食欲に応じて、離乳食の量を増やしていきます。このころから手づかみ食べが始まります。固さや触感を体感し、自分の意志で食べようという行動につながるため、積極的にさせましょう。丸み(くぼみ)のあるスプーンを下唇にのせ、上唇が閉じるのを待ちましょう。

12～18か月頃 ぱくぱく期



- 離乳食の回数
1日3回
- 授乳回数
母乳または育児用ミルクは、離乳の進行状況に応じて与える
- 調理形態
歯ぐきで噛める固さのもの

ポイント

離乳の完了期ですが、母乳は欲しいが無理せず与えましょう。離乳とは、母乳を飲まなくなることではありません。このころは、食べものを手でつかみ、前歯で噛み取る練習をするようになります。これによって一口量を覚えていきます。徐々にスプーンなどを使うようになり、自分で食べることが育まれていきます。

病気のときの 離乳食

病気の症状や程度によるので、医師の指示に従いましょう。赤ちゃんの機嫌がよく、食欲もある場合は、水分補給を中心に様子を見ながら離乳食を与えてもよいでしょう。

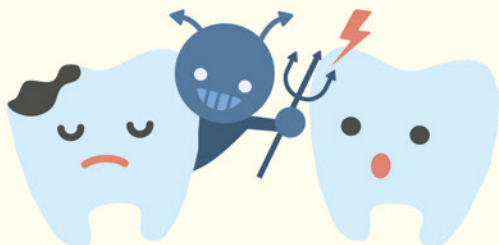
赤ちゃんの歯

乳歯が生えはじめるのは生後6～9か月と、赤ちゃんによって差があります。

きれいな乳歯を保つことは、きれいな永久歯や正常な歯並び・噛み合わせへの第一歩です。

赤ちゃんのころから正しいケアを心がけ、心配なことがあるときは小児歯科の先生に相談しましょう。

むし歯の予防



生え変わるからといって乳歯のむし歯を放っておくと、永久歯にむし歯菌が感染したり、歯並びが悪くなる危険性があります。丈夫な歯を育てるためにも、小さいころから歯みがきを習慣づけましょう。ダラダラ食いをしない、甘味(砂糖)の多い菓子類・飲料は控えめにする、よく噛んで食べるなど、正しい食生活を心がけることも大切です。

また、生まれてすぐの赤ちゃんの口の中はほぼ無菌です。スプーンなどの共有は避け、むし歯菌をうつさないようにしましょう。

歯みがきの習慣



乳歯が生える前は口のまわりや頬をマッサージしたり、乳歯が生えてきたら歯ブラシを持たせたりして、小さいころから歯みがきに慣れさせることが大切です。自分でみがけるようになったら、一緒にみがいてお手本を見せたり、「上手にみがけたね」と褒めたりして、楽しく歯みがきができる習慣をつけましょう。

仕上げみがき



歯みがきを自分でしたがるなどの自我が芽生えてきたら、その気持ちを大切にしてください。ただし、子どもではどうしてもみがき残しがでてしまうため、必ず仕上げみがきを行いましょう。

また、子どもが歯ブラシを使用する際は、のどをついてしまわないよう、遊びながらの歯みがきに注意してください。

フッ化物で丈夫な歯



生えた直後の歯は柔らかく、むし歯になりやすい状態です。上下の歯が4本ずつ生え揃ってきた頃に、歯を硬くしむし歯の予防にもなるフッ化物を塗布するのが効果的だと言われています。近くの小児歯科に相談してみましょう。ただし、フッ化物を塗れば絶対にむし歯にならないというわけではないので、毎日の歯みがきもしっかり行いましょう。



食べる以外にも、しゃべったり、表情を作ったり、ものを噛んで脳に刺激を与えたりと、歯には多くの役目があります。毎日の歯みがきや歯科での定期健診などで、お口のトラブルを未然に防ぐことを心がけ、健康で丈夫な歯を育てましょう。

教育・保育の場について

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

対象年齢 3～5歳(公立のみ、4～5歳)

利用時間 (月・火・水・金)8:15～12:15 (木)8:15～14:00

保育所

就労などのため保育を必要とする子どもの教育保育を行う施設

対象年齢 0～5歳

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

対象年齢 0～2歳

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

対象年齢 3～5歳

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施

地域型保育

保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業

対象年齢 0～2歳

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

- ①小規模保育：少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
- ②事業所内保育：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- ③家庭的保育※：家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。
- ④居宅訪問型保育※：障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※現在石垣市にはありません。

支給認定について

施設の利用を希望する場合は、利用のための認定「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定は、児童の年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分に分けられ、利用できる施設や時間が変わります。

認定区分	年齢	保育の必要性	対象となる児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園等での教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		あり	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育を希望する場合	・保育所(園) ・認定こども園
3号認定	満3歳未満		「保育を必要とする事由」に該当し、 保育を希望する場合	・保育所(園)・認定こども園 ・地域型保育事業所

幼児教育・保育の無償化について

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子供たちの利用料が**無償**となります。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

※給食費及び保護者会費・行事費等については、無償化の対象にはなりません。

※無償化の認定を受けるには、子育て支援課への申請が必要です。

ただし、毎年1回の保育の必要性を確認するため、現況確認を行います。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

対象者・利用料

- 保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの**保育の必要性が認定された子供たち**の利用料が無償となります。
(1号認定(午前中のみ)の利用の場合、保育の必要性は不要です。)
- 0歳から2歳までの子供たちについては、**住民税非課税世帯**で保育の必要性のある場合に利用料が無償となります。

対象となる施設・事業

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に無償化の対象となります。
※企業主導型保育事業の利用者は事業所へ申請を行ってください。
(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園等の預かり保育を利用する子供たち

対象者・利用料

- 無償化の対象となるためには、石垣市子育て支援課へ申請を行い「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**
(注)原則、在籍している幼稚園、こども園の預り保育の利用となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、石垣市子育て支援課にご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償**となります。

認可外保育施設等を利用する子供たち

対象者・利用料

- 無償化の対象となるためには、石垣市子育て支援課へ申請を行い「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**
(注1)認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、石垣市子育て支援課にご確認ください。
- 3歳から5歳までの子供たちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額42,000円までの利用料が無償となります。

対象となる施設・事業

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。
(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。
令和6年10月から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、保育の無償化の対象外となりましたので、ご利用の施設にご確認ください。

石垣市保育所等一覧

石垣市 幼稚園一覧

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
①(公立)おおかわ幼稚園	大川100	83-0905	4～5歳
②(公立)あまかわ幼稚園	八島町2-3	82-2497	4～5歳
③(公立)しらほ幼稚園	白保73	86-7011	4～5歳

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
④(公立)なぐら幼稚園	名蔵243	83-1880	4～5歳
⑤(県立)八重山 特別支援学校 幼稚部	宮良77	86-7345	3～5歳
⑥(私立)海星幼稚園	大川68	82-2373	2～5歳 (2歳プレ保育)

石垣市 認定こども園一覧

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
①(公立)おおはまこども園	大浜182	82-5529	3～5歳
②(公立)へいしんこども園	平得174-3	82-3211	3～5歳
③(公立)あらかわこども園	新栄町74	82-2387	3～5歳
④(公立)かびらこども園	川平831-1	88-2655	0～5歳
⑤(公立)いばるまこども園	伊原間20-15	工事中	0～5歳

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
⑥(公私)新栄町こども園	新栄町7	83-5500	0～5歳
⑦(私立) 認定こども園なごみの広場	大浜436-1	87-0288	0～5歳
⑧(私立)ふくぎこども園	石垣741-1	87-9321	0～5歳
⑨(私立)平得わらべ保育園	平得394-3	88-0007	0～5歳
⑩(私立)アスク真栄里こども園	真栄里88	88-1800	0～5歳

石垣市 認可保育園一覧

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
①(公立)大川保育所	大川70	82-4057	1～5歳
②(私立)オリブ保育園	登野城900	82-5096	0～5歳
③(私立)あいの保育園	大川177	82-5028	0～5歳
④(私立)エンゼル保育園	新川300-1	82-2563	0～5歳
⑤(私立)やしの実保育園	石垣524-13	82-1290	0～5歳

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
⑥(私立)みよし保育園	新川362-5	82-7850	0～5歳
⑦(私立)まきら保育園	新川2273-3	83-5004	0～5歳
⑧(私立)第二まきら保育園	新川2318-4	83-7300	0～5歳
⑨(私立)みやら保育園	宮良1015-12	86-8326	0～5歳
⑩(私立)ちいろば保育園	登野城1011	84-3268	1～5歳

二次元コードアクセス方法

二次元コード読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、コードを携帯電話のカメラで撮影し、情報を読み取ると地図掲載ページへ簡単にアクセスできます。

各施設の詳しい
場所等はこちらの
二次元コードを
読みこんでください!



施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
⑪(私立)緑ヶ丘保育園	石垣340-1	82-9118	0～5歳
⑫(私立)こどもの家保育園	平得40-1	83-4461	0～5歳
⑬(私立)みやら子宝保育園	宮良326-28	87-5122	0～5歳
⑭(私立)海邦保育園	大川991-6	83-6161	0～5歳
⑮(私立)竹の子の森保育園	大浜747-8	83-3153	0～5歳

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
⑯(私立)にしのもり保育園	新川2336-1	87-5145	0～5歳
⑰(私立)ひまわりっこ保育園	登野城590-18	82-1965	0～5歳
⑱(私立)ばいぬしまきのこほいくえん	白保348-3	86-8135	0～5歳
⑲(私立)海邦第2保育園	大川991-10	87-7713	0～5歳

石垣市 地域型保育事業所一覧

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
①太陽め子保育園 (事業所内保育所)	大浜1349-81	82-5511	0～2歳
②ふくぎの森保育園 (事業所内保育所)	石垣734-4	87-5526	0～2歳
③なごみの広場保育園 (事業所内保育所)	大浜436-1	87-0288	0～2歳
④のびのび保育園(小規模)	新川183-4	82-7919	0～2歳
⑤きんたろう保育園 (小規模)	新川183-2	82-8760	0～2歳
⑥はとぼっぼ保育園 (小規模)	真栄里873-1	82-4377	0～2歳
⑦やいまぬふぁ(小規模)	平得210-1	82-8808	0～2歳
⑧わかば保育園(小規模)	登野城785-4	82-5631	0～2歳
⑨ふくふく保育園(小規模)	真栄里214-1	83-0515	0～2歳

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
⑩ていだばな保育園 (小規模)	大浜216-3	87-5587	1～2歳
⑪きのこべいびー(小規模)	平得378-1	87-6037	0～2歳
⑫小規模保育園87(小規模)	真栄里309-15	83-2200	0～2歳
⑬どんぐりほいくえん (小規模)	新川2307-2	87-6008	0～2歳
⑭星の子石垣保育園 (小規模)	平得85-1	87-0347	0～2歳
⑮たいようの子保育園 (小規模)	登野城1147	83-2761	0～2歳
⑯ゆにばキッズ(小規模)	真栄里753-1	87-9830	0～2歳
⑰やしの実リトル(小規模)	大川577-2	82-1290	0～2歳

石垣市 認可外保育園一覧

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
①サンライトこども園	石垣736-37	82-1850	7か月～就学前
②石垣島ベビーシッター サービスわらび	登野城671-17	88-8748	3か月～低学年
③石垣島一時預かり yukuru	登野城683-1	080-4675-3317	0か月～中学生

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
④ひばりの保育石垣のいえ (企業主導型保育所)	美崎町8-1 (ホテルクフル4F)	87-5225	7か月～2歳
⑤クローバーキッズクラブ (企業主導型保育所)	平得121-2	87-9681	7か月～3歳
⑥石垣島うみそら保育園 (企業主導型保育所)	新川2446	82-9834	6か月～2歳

各施設の詳しい
場所等はこちらの
二次元コードを
読みこんでください！



石垣市 放課後児童クラブ(学童)一覧

放課後児童クラブ(学童)とは、保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や学校休業日(土日・夏休みなど)に、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ることを目的とした事業です。

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
①どんぐりの学童	新川2307-2	0980-83-2755	小学生
②新川小学校放課後児童クラブ	新栄町74 (新川小学校内)	子育て支援課に確認	小学生
③石垣小学校放課後児童クラブ	石垣204 (石垣小学校内)	080-7286-8484	小学生
④さとうみ児童クラブ	登野城1276-5	080-6495-8663	小学生
⑤とのしろ学童クラブ	登野城244	080-6488-8673	小学生
⑥とのしろ学童クラブ青空	登野城248 石垣アパート1階北	080-6488-8673	小学生
⑦学童クラブ湊	登野城373	070-3803-3710	小学生
⑧がくどうクラブちゅらハウス	登野城891-1	0980-88-7279	小学生
⑨がくどうひなわし	平得120-9	080-6488-5316	小学生
⑩こどもの家学童室	字平得41-1	0980-87-6171	小学生
⑪虹の和学童クラブ	字大浜676	050-3095-4998	小学生
⑫虹の和第二学童クラブ	字大浜676南	050-3095-4998	小学生
⑬はなまる学童クラブ	宮良331-1 (旧みやなが幼稚園)	080-3960-8811 (平日12:30~18:35)	小学生
⑭しらほ学童クラブ	白保181 (しらほ幼稚園内)	090-1084-2764	小学生
⑮みかわ学童クラブ	大浜2064 (旧かわはら幼稚園)	080-8582-7276	小学生
⑯ゆいまーる学童クラブ	桃里168-56 (伊野田小学校内)	090-8750-5745	小学生
⑰マーベアー学童クラブ	野底138 (旧のそ幼稚園)	080-6485-1870	小学生
⑱わかば学童クラブ	川平992	0980-87-6660	小学生
⑲虹の和アフタースクール	平得163-2	080-4266-6651	小学生

石垣市 子育て支援施設一覧

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
①石垣市ファミリーサポートセンター	登野城130	080-1786-4385	0~18歳
②石垣市子育て支援センターこっこーま (大川保育所 2階)	大川70	88-5219	妊婦・未就園児とその保護者
③子育て支援センターゆい (オリブ保育園内)	登野城900	82-5096	0~4歳
④子育て支援センターなごみの広場 (認定こども園なごみの広場内)	大浜436	88-7850	就学前までの児童 (1日10組予約制)
⑤かびらこども園 子育て支援室	川平831-1	88-2655	妊婦・未就園児とその保護者

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢
⑥石垣市子どもセンター (石垣市健康福祉センター内1階)	登野城1357-1	88-0111	0~18歳未満
⑦石垣市とのすく児童館	登野城890-12	87-5367	0~18歳未満
⑧新栄町子育て支援センター みるくる (新栄町こども園内)	新栄町7	080-9854-7919	妊婦・就学前までの児童
⑨石垣市新川児童館	新川2212-9	87-7747	0~18歳未満

二次元コードアクセス方法

二次元コード読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、コードを携帯電話のカメラで撮影し、情報を読み取ると地図掲載ページへ簡単にアクセスできます。

各施設の詳しい場所等はこちらの二次元コードを読みこんでください!



一時預かり保育施設について

一時預かり保育とは、保護者の就労等や病気、育児のリフレッシュなどの理由で、一時的に家庭での保育が困難になった場合に、一日や時間単位で子どもを預けることのできるサービスのことをいいます。

各施設の詳しい内容は、直接お問い合わせください。

公立保育施設

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	利用時間
石垣市子育て支援センター こっこーま (大川保育所2階)	大川70	88-5219	1歳～就学前	(月～金)9:00～17:00

認可外保育施設

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	利用時間
サンライトこども園	石垣736-37	82-1850	7か月～就学前	(月～土)8:00～19:00

認可外保育施設／内閣府認可・企業主導型保育事業所

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	利用時間
ひばりの保育石垣のいえ	美崎町8-1(ホテルククル4F)	87-5225	2歳～就学前	(月～日)8:30～17:00
石垣島うみそら保育園	新川2446	82-9834	6か月～就学前	(月～金)9:00～16:30
クローバーキッズクラブ	平得121-2	87-9681	3歳～就学前	(月～日)7:30～18:30 (時間外)18:30～19:00

認可外保育施設／一時預かりのみ

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	利用時間
石垣島ベビーシッターサービス わらび	登野城671-17	88-8748	3か月～低学年	8:00～18:30
石垣島一時預かりyukuru	登野城683-1	080-4675-3317	0か月～中学生	8:00～18:00 (時間外)18:00～8:00 ※事前予約制
産後ケアステーションやいま	居宅訪問型	090-6932-5569	0か月～12歳	10:00～24:00 (時間はお問い合わせください)
石垣島ベビーシッターマザーズ	居宅訪問型	090-5929-6597	2か月～低学年	8:00～18:00 (時間外)18:00～8:00
ベビーシッターサービスつむぎ	居宅訪問型	090-7869-9797	6か月～15歳	9:00～17:00 (時間外)17:00～22:00
石垣島ベビーシッターサービス yukuru	居宅訪問型	080-4675-3317	0か月～中学生	8:00～18:00 (時間外)18:00～8:00 ※事前予約制
Lico baby&Kids sitter	居宅訪問型	090-8475-2512	0か月～小学6年	8:00～19:00 (時間外)19:00～8:00 ※事前予約制
Rainbow English	居宅訪問型	080-3965-6468	6か月～13歳	8:00～18:00 ※事前予約制

相談窓口一覧

石垣市の相談窓口一覧

担当課	所在地	相談内容	電話番号
石垣市健康福祉センター	登野城1357-1	- 発達に関する相談 - 乳幼児健診や健康に関する相談(未就学児)	☎88-0088
石垣市こども未来局子育て支援課	真栄里672	入園・加配配置・保育所(園)等生活に関する相談	☎82-1704
石垣市こども未来局こども家庭課	真栄里672	- 児童とその家庭での育児やしつけ・養育・発達などの悩みに関する相談(家庭児童相談室) - 要保護・要支援児童に関する相談 - 児童虐待に関する相談	☎87-9009
		- 女性・ひとり親に関する相談 - こどもの居場所・貧困・ヤングケアラーに関する相談	☎87-9064
		手当て・制度活用に関する相談	☎87-0771
石垣市障がい福祉課	真栄里672	- 障がい福祉サービスに関する相談 - 手帳取得・手当・制度活用に関する相談 - 福祉的就労に関する相談 - 児童の障がい福祉サービス利用に関する相談	☎82-9947
石垣市教育委員会学校教育課	真栄里672	- いじめや不登校等に関する相談 - 特別支援教育に関する相談(就学前) - ヤングケアラーに関する相談	☎82-4701
石垣市立教育支援センターあやばに学級<学校教育課>	登野城153 登野城公民館2階	- あやばに学級での支援内容等について - 不登校に関する相談	☎83-6388
石垣市青少年センター(石垣市子ども・若者総合相談窓口)	新川2357-1	- 不登校・人間関係・就労・ひきこもり・発達障害・ヤングケアラー等の様々な相談 - 対象:0歳~39歳の子ども・若者及びその保護者	☎82-1030

子育て支援センター／石垣市子どもセンター

子育て支援センター

0歳から就学前のお子さんをお持ちの親子、そのご家族で希望者は誰でもご利用できます。
子育てについて情報交換や相談を行うとともに、親子が自由に遊べる場所、また交流ができる施設です。



施設名	所在地	電話番号	利用案内	
石垣市子育て支援センター こっこーま (大川保育所 2階)	大川70	☎88-5219	利用時間	月～金(土日祝日 お休み) 午前／9:00～12:00 午後／14:00～16:00 ※火・木の午後はサークル支援・育児相談のため一般利用お休み。
			利用料	無料 (行事の参加費や活動材料費などをいただく場合があります)
子育て支援センター ゆい (オリブ保育園内)	登野城900	☎82-5096	利用時間	月～金(土日祝日 お休み) 午前／9:00～12:00
			利用料	教材費として100円／1日
子育て支援センター なごみの広場 (認定こども園 なごみの広場内)	大浜436	☎88-7850	育児相談	毎週木曜日／13:00～14:00 ※予約制のため、ご利用の際は事前にご連絡ください。
			対象児童	就学前までの児童(1日10組予約制)
			利用時間	月～金(土日祝日 お休み) 午前／9:00～12:00
			利用料	教材費として100円／1日
			育児相談	毎週木曜日／13:00～14:00 ※予約制のため、ご利用の際は事前にご連絡ください。



石垣市の市外局番は0980です

施設名	所在地	電話番号	利用案内	
新栄町子育て支援センター みるくる(新栄町こども園内)	新栄町7	☎080-9854-7919	利用時間	月～金(土日祝日お休み) 午前／9:00～12:00 午後／14:00～16:00 ※月・水・金の午後は育児相談のため一般利用はお休み。 育児相談は予約制のため、事前にご連絡ください。
			利用料	無料(一部の講座については、実費負担があります)
かびらこども園 子育て支援室 (かびらこども園内)	川平831-1	☎88-2655	利用時間	月・水・木 9:00～14:00(支援室) 9:00～12:00(園庭開放)
			育児相談	火・金 事前予約制にて、育児相談を行っています。
			利用料	無料(行事の参加費や活動材料費などをいただく場合があります)

※利用前にまずは各施設へ連絡し、利用時間などを確認して行くことをおすすめします。

石垣市児童館

児童館は、乳幼児から高校生までの児童が無料で利用できる施設です。ご家庭との連携を図るため、利用者登録をお願いしております。なお、未就学のお子さんは、保護者の方といっしょにご利用ください。

施設名	所在地	電話番号	利用案内	
石垣市子どもセンター (石垣市健康福祉センター内1階)	登野城1357-1	☎88-0111	対象	0～18歳未満
石垣市とのすく児童館	登野城890-12	☎87-5367	利用時間	月～土曜日(日・祝日お休み) 10:00～18:00 ◎午前中は乳幼児の遊びの場、及び保護者の交流の場 ◎午後は学校帰りの子ども達の遊びの場、交流の場
石垣市新川児童館	新川2212-9	☎87-7747		

子育て世帯訪問支援事業

お問い合わせ先 石垣市こども家庭課 ☎87-9009

家事・育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児支援を行うことにより、家庭や養育環境を整える事業です。

対象	利用料金
石垣市在住で下記のいずれかに該当し、特に支援が必要と思われる家庭(調査・審査があります) ・若年の妊婦、妊娠期からの継続的な支援が必要な家庭 ・子育てに対して強い不安や孤独感を抱える家庭 ・生活環境等で不適切な養育環境にある家庭 ・児童養護施設や里親等から児童が復帰した後の家庭 ・ひとり親家庭等で児童の養育で困難を来している家庭	お問合せください

石垣市子育て短期支援事業(ショートステイ)

お問い合わせ先 石垣市こども家庭課 ☎87-9009

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、別の場所で養育を行う事業です。

対象	利用料金
石垣市在住の児童又は母子で次のいずれかに該当する場合(申請・調査があります) ・保護者が疾病、出産、けが等により入院、加療及び療養を要する場合 ・保護者が、親族の疾病等によりその看護又は介護に当たる場合 ・保護者が、事故、災害等にあった場合 ・保護者が、冠婚葬祭、公的行事等への参加のため、不在となる場合 ・保護者が、仕事で出張する場合 ・経済的問題等により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合 ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由を有する場合 ・その他市長が特に必要と認めた場合	お問合せください



石垣市ファミリーサポートセンター

子育てを助けて欲しい人(おねがい会員)の要望に応じて、
アドバイザー(事務局)が子育てのお手伝いができる人(おたすけ会員=有償ボランティア)を紹介し
相互の信頼と了解の上で、一時的にお子さんを預かる会員組織です。



依頼会員(おねがい会員)

石垣在住で育児の援助を受けたい方



提供会員(おたすけ会員)

石垣在住で育児の支援をしたい方で
サポーター養成講座を終了した方



両方会員(どっちも会員)

依頼会員と提供会員の両方を
希望する方

こんな時、 子育てのお手伝いをします

- ☒ 急な残業や早朝・休日出勤などの時に保育所
や幼稚園、塾、習い事への送迎をします
- ☒ 冠婚葬祭、家族が急病、就職活動、
育児のリフレッシュや買い物等外出の際

会員の約束&心得

- ★ 1 お互いのプライバシーを尊重しましょう
- ★ 2 活動中の安全について会員相互の
注意が必要です
- ★ 3 子どもを預ける責任、預かる責任を
お互いに持ちましょう

利用内容(時間)と料金

利用内容	1時間あたりの報酬基準
①平日(月~土)/7:00~19:00	600円/時間 ※援助内容によって加算あり100円~/時間
②上記以外の時間/日・祝日・年末年始	700円~/時間 ※援助内容によって加算あり100円~/時間
③病児・病後児・乳児(生後6か月未満)・ 家事援助活動	①②の基準額に援助内容により 加算額100円~/時間
④宿泊を伴う子どもの預かり	子ども1人 5,000円/泊

■ 複数の子ども(兄弟姉妹)を
同時に預ける場合は2人目
からは半額になります。

■ オムツやミルク、着替え等は
「おねがい会員」が
用意します。

☆ その他利用内容により
金額設定がありますので、
センターまでお問い合わせ
ください。



キャンセル、時間延長が生じた場合はおたすけ会員へ早めに連絡してください。

取り消し料金の基準

- ▶ 前日までの取り消し……………無料
- ▶ 当日の取り消し……………報酬基準額の1時間分
- ▶ 無断取り消し……………予定時間の報酬額の全額

お問い合わせ
合わせは
こちらまで

運営:NPO法人子育てサポートやいま 所管:石垣市福祉部こども未来局子育て支援課
〒907-0004 石垣市登野城130 ☎080-1786-4385/87-0655
FAX 87-0656 E-mail ishigakifamisapo@chime.ocn.ne.jp